

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	21	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ <u>都市計画税</u> ）		
要望項目名	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容 不動産取得税の課税標準 1/5 控除（土地・建物） （適用要件） 平成 29 年 3 月 31 日までに取得すること</p> <p>固定資産税・都市計画税の課税標準 2/5 控除（5 年間） （適用要件） 平成 29 年 3 月 31 日までに取得すること 地上階数 10 以上又は延べ面積 50,000 m²以上の耐火建築物を整備する事業のうち、以下の部分 1) 都市再生特別措置法第 2 条第 2 項に規定する公共施設（道路、公園、広場、下水道、緑地等） 2) 都市利便施設 （緑化施設、通路（道路等の交通施設又は公園等の公共空地に連絡するものであること等））</p>		
関係条文	<p>不動産取得税：地方税法附則第 11 条第 7 項 固定資産税・都市計画税：地方税法附則第 15 条第 16 項 令附則第 11 条第 18 項 規則附則第 6 条第 38 項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] － (▲263) [平年度] － (▲263) [改正増減収額] － (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>(2) 施策の必要性 都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。</p> <p>地方都市の人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住機能、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させることや、東日本大震災の教訓を踏まえ大規模地震発生時に都市の滞在者等の安全を確保するため、耐震性に優れた都市開発事業を推進すること等の都市再生の取組みが引き続き必要である。</p> <p>直近では、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、都市の競争力の向上を図るため、都市再生や都市防災等における課題を解消し、外国企業や来訪者を呼び込むための環境整備を行い、2020 年度までに約 40 か所の大規模な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところである。</p> <p>引き続き、我が国の活力の源泉である都市について、都市再生を図り、都市の魅力を高めるために、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民間都市開発事業を促進していく必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
	政策の達成目標	我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成27年度までの建設投資累計額 目標値：4兆円～5兆円
	政策目標の達成状況	民間都市再生事業計画は、平成26年8月末現在70計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られており、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成25年度までの建設投資額は約1.7兆円となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用件数) 平成27年度： 不動産取得税3計画(うち建物2計画)、固定資産税8計画、都市計画税4計画 平成28年度： 不動産取得税3計画(うち建物2計画)、固定資産税9計画、都市計画税5計画 (適用事業者の範囲) 民間都市開発事業を施行する者
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税、法人税、登録免許税
	予算上の措置等の要求内容及び金額	民間都市開発プロジェクトに対する金融支援 【平成27年度要求予定額(政府保証債及び政府保証借入)：520億円】
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するもの。 一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。

要望の措置の 妥当性	本特例措置は、都市再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、これまでの多数の事業者への適用実績を踏まえても、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目的の達成のために的確かつ必要最低限の措置である。
---------------	---

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(適用件数 (不動産取得税)) 平成 21 年度 : 1 計画 (1 件) ・ うち建物 1 計画 (1 件) 平成 22 年度 : 4 計画 (7 件) ・ うち建物 3 計画 (3 件) 平成 23 年度 : 7 計画 (8 件) ・ うち建物 6 計画 (7 件) 平成 24 年度 : 3 計画 (4 件) ・ うち建物 2 計画 (3 件) 平成 25 年度 : 5 計画 (6 件) ・ うち建物 5 計画 (6 件)</p> <p>(適用件数 (固定資産税・都市計画税)) 平成 21 年度 : 固定資産税 14 計画 (27 件)、都市計画税 11 計画 (23 件) 平成 22 年度 : 固定資産税 15 計画 (28 件)、都市計画税 13 計画 (25 件) 平成 23 年度 : 固定資産税 16 計画 (30 件)、都市計画税 13 計画 (26 件) 平成 24 年度 : 固定資産税 15 計画 (27 件)、都市計画税 11 計画 (22 件) 平成 25 年度 : 固定資産税 9 計画 (10 件)、都市計画税 7 計画 (8 件)</p> <p>(減収額 (不動産取得税)) 平成 21 年度 : 42 百万円 (うち建物 42 百万円) 平成 22 年度 : 469 百万円 (うち建物 366 百万円) 平成 23 年度 : 464 百万円 (うち建物 461 百万円) 平成 24 年度 : 350 百万円 (うち建物 350 百万円) 平成 25 年度 : 441 百万円 (うち建物 441 百万円)</p> <p>(減収額 (固定資産税・都市計画税)) 平成 21 年度 : 固定資産税 225 百万円、都市計画税 41 百万円 平成 22 年度 : 固定資産税 238 百万円、都市計画税 44 百万円 平成 23 年度 : 固定資産税 217 百万円、都市計画税 39 百万円 平成 24 年度 : 固定資産税 146 百万円、都市計画税 25 百万円 平成 25 年度 : 固定資産税 43 百万円、都市計画税 8 百万円</p> <p>本特例措置は、都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。実際の適用事例を見ても上記直近 5 年間で不動産取得税の特例措置においては 26 社 (うち建物 20 社)、固定資産税の特例措置においては 122 社の事業者が本特例措置の適用を受けており、想定外に特定の者に偏っているということはない。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>(不動産所得税) 課税標準 (不動産の価格) 平成 23 年度 : 12,882,084 (千円) 平成 24 年度 : 14,477,123 (千円)</p> <p>(固定資産税) 課税標準 (固定資産の価格) 平成 23 年度 : 16,532,781 (千円) 平成 24 年度 : 9,949,438 (千円)</p> <p>(都市計画税) 課税標準 (固定資産の価格) 平成 23 年度 : 14,603,186 (千円) 平成 24 年度 : 7,852,444 (千円)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>民間都市再生事業計画は、平成 26 年 8 月末現在 70 計画が認定され、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。都市再生緊急整備地域 (特定都市再生緊急整備地域を含む) における都市開発事業の平成 24 年度から平成 25 年度までの建設投資額は約 1.7 兆円となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。 今後も認定建築物が順次整備される予定であり、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p>
<p style="text-align: center;">ページ 21 — 4</p>	

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円 →都市機能更新率(建築物更新関係) 目標値：平成25年度41%</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>民間都市再生事業計画は、平成26年8月末現在70計画が認定されており、都市再生緊急整備地域における民間の都市開発事業が着実に実施されていることなどにより、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成25年度までの建設投資額は約1.7兆円となるなど目標達成に向けて順調に推移しているところ。 引き続き、我が国の活力の源泉である都市について、都市再生を図り、都市の魅力を高めるために、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、引き続き優良な民間都市開発事業を促進していく必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成15年度 創設 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 平成25年度 適用期限の2年延長</p>